

事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 1 日

居宅介護支援事業所 各位
介護予防訪問介護サービス事業所 各位
介護予防通所介護サービス事業所 各位

藤井寺市福祉部高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業に係る留意点について

日頃より、本市介護保険行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 2 9 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を開始しており、貴事業所におかれましてもサービス提供にご尽力いただいているところと存じますが、これまでの予防給付とは取り扱いの異なる点や、市町村によって異なる取り決めが多く、複数の問合せをいただいているところです。

つきましては、厚生労働省等の資料でもご承知置きのことと存じますが、ご留意いただきたい下記の点について改めて取りまとめましたので、今後のサービス提供にあたって役立てていただけますようお願いいたします。

記

1. 総合事業の対象者と移行時期について
2. サービスコードと事業者指定について
3. 地域区分の適用について
4. 月額包括報酬の日割り計算について
5. 認定有効期間の見直しについて

(問合せ先)
高齢介護課 総務担当
TEL 072-939-1164 (直通)
FAX 072-939-0399
E-mail kaigo@city.fujiidera.lg.jp

1. 総合事業の対象者と移行時期について

藤井寺市では平成29年4月以降、総合事業へ順次移行します。

要支援認定者で訪問介護または通所介護を利用する場合について、「予防給付」ではなく「総合事業」で利用する対象となるのは、藤井寺市では次の3つのいずれかの場合です。

	対象となる場合	総合事業の利用を開始する時期	備考
①	4月以降、新規で要支援認定を受けて、訪問・通所を利用する場合	利用当初から	
②	4月以降、更新や区分変更で新たに要支援認定を受けて、訪問・通所を利用する場合	認定有効期間の開始日から	※以前から訪問・通所を利用している場合でも、認定有効期間の切替えと共に総合事業となります。
③	要支援認定はあったがサービス利用がなかった人が、4月以降に初めて訪問・通所を利用する場合	利用当初から	※他市でもこのパターンが総合事業になるとは限りません。

【留意事項】

※多くの市町村において、平成29年4月以降に総合事業へ「順次移行」となっていますが、その場合でも具体的な考え方は異なりますのでご注意ください。

※平成29年4月1日に一斉に総合事業へ移行している市町村もあります。



2. サービスコードと事業者指定について

藤井寺市総合事業の対象者にかかる請求の際は、これまでの介護予防訪問介護（61）、介護予防通所介護（65）のコードに代わって以下のサービス種類コードを使用して下さい。

サービス種類コード	サービス種類名称	内容	使用する事業所
A1	訪問型サービス (みなし)	現行の介護予防訪問介護に相当するサービス	27年3月以前からの指定介護予防訪問介護事業所で、総合事業のみなし指定を受けている事業所が使用
A2	訪問型サービス (独自)		27年4月以降、新規に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所や、これから開設する事業所が使用
A5	通所型サービス (みなし)	現行の介護予防通所介護に相当するサービス	27年3月以前からの指定介護予防通所介護事業所で、総合事業のみなし指定を受けている事業所が使用
A6	通所型サービス (独自)		27年4月以降、新規に介護予防通所介護の指定を受けた事業所や、これから開設する事業所が使用

【留意事項】

※藤井寺市では現時点で、緩和した基準のサービスはありません。

よって、「みなし」と「独自」のサービス内容は同じものですが、事業所ごとの指定年月日に応じてコードを使い分ける必要があります。

※平成30年3月末で、全事業所においてみなし指定の有効期間が満了するため、平成30年4月以降はA1・A5のコードを使用することはありません。

みなし指定について

- 平成27年3月末時点で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていれば、平成27年4月からはみなし指定事業者として、総合事業のサービスを提供することが可能となっています。また、効力は全国の市町村に対して及んでいます。
- 藤井寺市におけるみなし指定の有効期間は、平成30年3月末までの3年間です。
(有効期間は市町村ごとに定めるため、他市町村については異なる場合があります。)

【みなし事業者の方へ】 みなし指定満了後も総合事業のサービスを提供する場合には

★藤井寺市の利用者の場合

- 藤井寺市へ総合事業の事業者として指定申請を行って下さい。申請の受付期間は改めてお知らせします。
- 指定年月日は平成30年4月1日となります。

★藤井寺市以外の利用者の場合

- 利用者の保険者である各市町村へ、(複数ある場合はそれぞれ) 指定申請を行って下さい。
- 詳細は各市町村へご確認下さい。

3. 地域区分の適用について

サービス利用者の保険者市町村と、サービス提供事業所の所在地市町村が異なる場合について、これまでは事業所所在地の地域区分の単価を適用することとなっていました。総合事業でA2～A4・A6～A8のコードを使用するサービスについては、利用者の保険者市町村における地域区分の単価を適用することとなります。

サービス種類コード	地域単価	備考
A1 (みなし)	国が規定 (事業所所在地に応じた地域単価)	どの市町村の利用者であっても、事業所所在地における地域区分の単価を適用(予防給付と同様)
A2～A4 (独自)	市町村が規定	事業所所在地がどの市町村であっても、利用者の保険者市町村における地域区分の単価を適用
A5 (みなし)	国が規定 (事業所所在地に応じた地域単価)	どの市町村の利用者であっても、事業所所在地における地域区分の単価を適用(予防給付と同様)
A6～A8 (独自)	市町村が規定	事業所所在地がどの市町村であっても、利用者の保険者市町村における地域区分の単価を適用

【地域区分】

5級地：八尾市・松原市 など

6級地：藤井寺市・羽曳野市・柏原市・富田林市・河内長野市 など

7級地：太子町・河南町 など

【留意事項】

※藤井寺市は6級地ですが、近隣市でも級地が異なる場合がありますのでご注意ください。

例：藤井寺市の被保険者が松原市の総合事業(A1・A5)を利用する場合は、
5級地の地域区分単価を適用します。
藤井寺市の被保険者が松原市の総合事業(A1・A5を除く)を利用する場合は、
6級地の地域区分単価を適用します。

【根拠資料】

平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」 Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料 資料3

4. 月額包括報酬の日割り計算について

藤井寺市では総合事業の訪問・通所サービスは月額包括報酬制としています。（予防給付と同様です。）ただし、日割り計算については厚生労働省通知に基づき、これまでの予防給付とは異なる取り扱いとなりますのでご注意ください。

（厚生労働省資料より抜粋）

サービス	月途中の事由		起算日
介護予防訪問介護 介護予防通所介護	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援）	契約日
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）	
	終了	・事業開始（指定有効期間開始）	契約解除日
		・事業所指定効力停止の解除	
		・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	
終了	・区分変更（要支援→要介護）	契約解除日	
	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）		
	・事業廃止（指定有効期間満了）		
終了	・事業所指定効力停止の開始		

サービス	月途中の事由		起算日
総合事業	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・ 区分変更（事業対象者⇔要支援）	契約日
		・区分変更（要介護→要支援）	
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）	
	終了	・事業開始（指定有効期間開始）	契約解除日
		・事業所指定効力停止の解除	
		・ 利用者との契約開始	
		・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	
		・ 区分変更（事業対象者⇔要支援）	
		・区分変更（事業対象者→要介護）	
終了	・区分変更（要支援→要介護）	契約解除日	
	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）		
	・事業廃止（指定有効期間満了）		
	・事業所指定効力停止の開始		
終了	・利用者との契約解除	契約解除日	

注意

【根拠資料】

平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」 I 介護報酬改定関係資料 資料9

(1) 月途中の総合事業の利用開始について

月の途中に利用開始の契約を行い、その月中にサービスを開始した場合、包括報酬ではなく「契約日」を起算日とした日割りで算定することとなります。

① 契約した月と同月にサービス利用開始の場合

契約日を起算日とした日割り計算により算定します。

例：5月15日を契約日としていて、サービス開始は5月22日の場合
→5月15日からの日割りとなります。

② サービス利用開始が契約日よりも前の場合

契約を締結した日ではなく、契約の有効期間を開始した日を起算日として算定します。

例：5月22日から利用しているが、契約が5月30日となった場合
〔 認定申請中に暫定プランでサービス利用を開始した場合や、同席する家族の日程が
合わず契約締結が遅れた場合など 〕
→5月22日を契約の有効期間開始日とした契約を行ったのであれば、5月22日を
起算日として日割りを行って下さい。

③ 契約した月に結果としてサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合

契約月については請求を行わず、翌月から月額包括報酬で算定します。

例：5月15日に契約しているが、利用者都合等によりサービス開始日が延びて6月5日
からとなり、5月は実績がない場合
→5月は請求を行わず、6月は月額包括報酬で算定して下さい。6月5日からの日割りを
する必要はありません。

※契約日とは、利用者とサービス提供事業者間の契約期間の開始日です。必ずしも、
契約書を取り交わした日（締結日）と同一である必要はありません。

(2) 月途中の総合事業の利用終了について

利用者の希望等により月の途中で契約を解除した場合は、包括報酬ではなく「契約解除日」を起算日とした日割り請求となります。認定の更新等によって総合事業の利用が終了となる場合は該当しません。（サービス利用終了日までの分で日割りをする必要はありません。）

※契約解除日とは、利用者とサービス提供事業者の両者が「契約解除日」と合意した日です。

(3) 取扱いの適用日について

上記の取扱いは、本通知日（平成29年6月1日）以降の開始・終了について適用します。
本通知日以前に請求したもので、上記の取扱いによらず月額包括報酬により算定したものについては、過誤調整をしていただく必要はありません。

5. 認定有効期間の見直しについて

総合事業の実施に伴い、更新申請時の要介護認定にかかる有効期間は、一律に原則12ヶ月、上限24ヶ月に延長することとなっています。

藤井寺市では平成29年4月1日以降の認定者について、下記の改正後の有効期間が適用となります。

申請区分等	現行		改正	
	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	要支援→要支援	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	要支援→要介護	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	要介護→要支援	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	要介護→要介護	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月

【根拠資料】

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(介護保険最新情報 vol.483)



その他、総合事業に関する情報は、藤井寺市ホームページにも掲載しています。

ホーム>事業者の方へ>福祉・介護>介護>介護予防・日常生活支援総合事業